証券コード　2053
平成29年６月２日

株　主　各　位

愛知県知多市北浜町14番地６
中部飼料株式会社
代表取締役社長　　久　光　正　郎

第70期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第70期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成29年６月28日（水曜日）午後５時10分までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成29年６月29日（木曜日）午前10時

２．場　　所　　愛知県知多市北浜町14番地６　当社本店会議室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

３．会議の目的事項

報告事項　　１．第70期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第70期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　取締役９名選任の件

第３号議案　監査役１名選任の件

第４号議案　取締役の報酬額改定の件

第５号議案　当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

４．インターネットによる開示

本招集ご通知に関して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.chubushiryo.co.jp/)に掲載しておりますので、添付書類には記載しておりません。従いまして、会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知添付書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している連結注記表及び個別注記表となります。

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎　株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（http://www.chubushiryo.co.jp/）に掲載いたしますのでご了承ください。

添付書類

事　業　報　告

（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当社グループは、当連結会計年度において６期連続の増収、４期連続の営業及び経常増益を達成し、売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益のすべてにおいて過去最高を更新しました。

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益の改善や雇用・所得環境の改善を背景に個人消費に持ち直しの動きがみられるなど緩やかな回復基調が続いております。しかしながら、英国のＥＵ離脱問題、米国新政権の政策動向や新興国経済の減速など、景気の先行きについては不透明な状況が続いております。

飼料業界におきましては、安値で推移していた主原料のとうもろこし価格が、米国中西部の高温・乾燥予報や南米の悪天候などから４月以降急騰した後、米国の大豊作見込みから初夏に下落し、以降は安定的に推移しました。また英国のＥＵ離脱決定を受けて円高傾向にあった外国為替相場は、米国の大統領選以降、大幅な円安に転じました。こうした状況を反映して、飼料メーカー各社は４月に大幅な値下げをした配合飼料価格を７月に値上げ、10月に値下げ、１月に値上げしました。第１四半期は原材料価格を上回る値下げとなり、非常に厳しい事業環境でありましたが、第２四半期以降はとうもろこし価格の値下がりや為替相場を反映した価格改定によって原料ポジションが改善し、厳しさが幾分和らぎました。しかしながら、メーカー間の競争はさらに激化しており、厳しい状況は続いております。

このような状況のなか、当社は顧客の利益に貢献する差別化飼料の拡販や前期に締結した日本ハムグループ、伊藤忠商事グループとの資本業務提携を活かして売上拡大を図りました。また、前期に連結子会社化したみらい飼料株式会社を活用し、全国10工場の全体最適化による生産性向上やスケールメリットによるコストダウンで原価を低減するなど利益の改善に努めてまいりました。

その結果、当連結会計年度の業績は、売上高は、畜産飼料の平均販売価格が低下したものの、前期の10月に連結子会社化したみらい飼料株式会社の売上が加わったことなどにより、前期比0.5％増の1,710億54百万円となりました。

営業利益は、畜産飼料販売量の増加や水産飼料が好調であったことなどにより、前期比39.6％増の47億78百万円となりました。

営業外収益に計上した貸倒引当金戻入額が減少したことや特別損失に減損損失を計上したことなどにより増益幅が縮小したものの、営業利益が増加したことにより、経常利益は、前期比33.7％増の49億91百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比31.2％増の34億23百万円となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

（飼料）

売上高は、第１四半期の大幅な値下げの影響で平均販売価格が低下したものの、連結子会社化したみらい飼料株式会社の影響や飼料販売量が前期を上回ったことから、前期比1.0％増の1,447億29百万円となりました。セグメント利益は、畜産飼料の拡販や原料ポジションの改善、さらに生臭くなく美味しい魚をつくる飼料で水産飼料が業績を伸ばしたことなどにより、前期比40.1％増の42億37百万円となりました。

（コンシューマー・プロダクツ）

売上高は、特殊卵やペットフードの販売量が増加したものの畜産物の販売量が減少したことなどにより、前期比5.8％減の185億14百万円となりました。セグメント利益は、特殊卵の販売増がけん引し、前期比0.5％増の４億21百万円となりました。

（その他）

売上高は、前期比7.4％増の78億９百万円、セグメント利益は、前期比72.0％増の４億94百万円となりました。増収増益となった主な理由は、畜産用機器の販売台数が増加したためであります。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資は、総額16億57百万円であります。その主なものは、北海道釧路市の新工場建設用地取得、連結子会社みらい飼料株式会社八戸工場の加熱加工設備、水島工場の養牛用加熱加工設備、八戸工場の養鶏養豚用加熱加工設備及び志布志工場の特高受電設備であります。

(3) 資金調達等の状況

記載すべき重要事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	第　67　期 (平成25年４月～ 平成26年３月)	第　68　期 (平成26年４月～ 平成27年３月)	第　69　期 (平成27年４月～ 平成28年３月)	第　70　期 (当連結会計年度) (平成28年４月～ 平成29年３月)
売　上　高（百万円）	152,879	154,984	170,172	171,054
経常利益（百万円）	2,829	3,007	3,733	4,991
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	1,945	1,614	2,609	3,423
１株当たり当期純利益（円）	74.09	61.29	90.70	112.93
総　資　産（百万円）	65,382	65,408	75,439	74,218
純　資　産（百万円）	36,474	38,225	43,673	47,524

（注）１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。なお、「従業員持株ＥＳＯＰ信託」の導入に伴い設定した持株会信託（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）が所有する当社株式を自己株式に加算し算出しております。当該信託は、平成28年４月20日で終了しております。

(5) 対処すべき課題

今後の飼料業界につきましては、国内人口減少による畜産物消費の低迷、これに伴う配合飼料需要の減少、更に急激な為替の変動等、厳しい企業環境が予想されます。また、同業他社との競争激化にも拍車がかかり、厳しい事業環境は継続すると思われます。

このような環境のなか、当社はＲＯＥ引き上げに向けた経営目標である畜産飼料販売量330万トン、売上高営業利益率３％の達成に向けて、以下の方策に取り組んでまいります。

顧客価値を創造するため、お客様との取組をさらに強化し、新製品及び差別化飼料の開発・製造・販売をより一層推進してまいります。また日本ハムグループ、伊藤忠商事グループとの資本業務提携を活かして売上拡大を図るとともに、連結子会社であるみらい飼料株式会社を活用し、全国10工場の全体最適化による生産性向上やスケールメリットを活かしたコストダウンを図ってまいります。

(6) 重要な子会社の状況

会　　社　　名	資　本　金 (百万円)	議決権比率 (　%　)	主　な　事　業　内　容
株式会社スマック	60	100.0	ペットフードの製造、販売
株式会社マルチク	36	100.0	畜産物の処理、加工、販売
中部エコテック株式会社	30	100.0	畜産用機器の販売
株式会社ダイコク	24	100.0	保険代理業
北海三昭株式会社	50	100.0	配合飼料の販売
中部艾科太科（大連） 環境技術有限公司	1,200千元	100.0 (100.0)	畜産用機器の販売
吉林華中緑色生態 農業開発有限公司	2,610 千米ドル	72.6 (72.6)	配合肥料の製造、販売
有限会社豊洋水産	3	70.0	水産用飼料の研究開発、 水産物の生産、販売
中部チムニー株式会社	5	51.0	畜産物、水産物の販売
みらい飼料株式会社	100	51.0	配合飼料の製造、販売

(注) 1．当社の連結子会社は、上記の10社であります。

2．中部艾科太科（大連）環境技術有限公司は、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

3．当連結会計年度において、中部エコテック株式会社が吉林華中緑色生態農業開発有限公司に追加出資したことにより、同社に対する当社グループの議決権比率が増加しております。

4．議決権比率の（　）内は、間接所有割合で内数であります。

(7) 主要な事業内容（平成29年３月31日現在）

当社グループは、鶏・豚・牛・魚用飼料の製造、販売などをおこなう「飼料事業」、消費者向けの畜水産物の販売、ペットフードの製造販売などをおこなう「コンシューマー・プロダクツ事業」、畜産用機器の販売、配合肥料の製造販売などをおこなう「その他事業」を展開しております。

(8) 主要な営業所及び工場（平成29年３月31日現在）

① 中部飼料株式会社

本店	愛知県知多市
本部	名古屋市中村区
本社工場	愛知県知多市
北海道工場	北海道苫小牧市
八戸工場	青森県八戸市
鹿島工場	茨城県神栖市
水島工場	岡山県倉敷市
志布志工場	鹿児島県志布志市
静岡工場	静岡県焼津市
武豊工場	愛知県知多郡武豊町
大府研究所	愛知県大府市
大井川試験場	静岡県焼津市

② 子会社

株式会社スマック	愛知県東海市
株式会社マルチク	愛知県一宮市
中部エコテック株式会社	名古屋市南区
株式会社ダイコク	名古屋市南区
北海三昭株式会社	北海道河東郡音更町
中部艾科太科（大連）環境技術有限公司	中国遼寧省大連市
有限会社豊洋水産	大分県津久見市
吉林華中緑色生態農業開発有限公司	中国吉林省長春市
中部チムニー株式会社	横浜市鶴見区
みらい飼料株式会社	名古屋市中村区

(9) 従業員の状況（平成29年３月31日現在）

事業部門	従業員数（名）	前期末比増減数（名）
飼料	380 (54)	5 (△9)
コンシューマー・プロダクツ	85 (32)	3 (△5)
その他	80 (27)	2 (3)
全社（共通）	30 (4)	△6 (1)
合計	575 (117)	4 (△10)

（注）１．従業員数は、就業人員数であります。
２．従業員数欄の（ ）内は、臨時従業員の年間平均雇用人員数であります。
３．臨時従業員には、契約、顧問、嘱託、パートタイマー及びアルバイト従業員を含み、派遣社員を除いております。

(10) 主要な借入先（平成29年３月31日現在）

借入先	借入金残高（百万円）
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	2,343
株式会社横浜銀行	1,065
株式会社三井住友銀行	837
株式会社十六銀行	500

２．会社の株式に関する事項（平成29年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　80,000,000株

(2) 発行済株式の総数　30,371,908株

(3) 株主数　4,620名

(4) 大株主

株主名	持株数（千株）	持株比率（％）
日本ﾄﾗｽﾃｨ・ｻｰﾋﾞｽ信託銀行株式会社(信託口)	2,112	6.96
日本生命保険相互会社	1,486	4.90
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,000	3.29
豊田通商株式会社	945	3.11
日本ハム株式会社	945	3.11
伊藤忠飼料株式会社	945	3.11
平野殖産株式会社	893	2.94
株式会社横浜銀行	815	2.68
東京海上日動火災保険株式会社	754	2.48
丸紅株式会社	752	2.48

（注）持株比率については、自己株式54,347株を控除して算出しております。

３．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成29年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	平野　宏	
代表取締役社長	久光正郎	
専務取締役	藤田京一	事業本部長兼食肉鶏卵事業部長兼水産部長
専務取締役	平野晴信	飼料本部長
常務取締役	牧田健二	志布志工場長
取締役	川上政彦	本社工場長
取締役	近藤祐司	研究技術部長
取締役	小林洋哉	名古屋外国語大学現代国際学部教授 中部鋼鈑株式会社社外取締役
取締役	酒井映子	愛知学院大学心身科学部健康栄養学科教授
常勤監査役	伊藤隆文	
監査役	松林茂晴	一般社団法人名古屋ビルヂング協会事務局長
監査役	岩本秀之	豊田通商株式会社執行役員コーポレート本部長補佐

（注）１．取締役小林洋哉氏及び酒井映子氏は、社外取締役であります。
２．監査役松林茂晴氏及び岩本秀之氏は、社外監査役であります。
３．当社は、取締役小林洋哉氏、酒井映子氏及び監査役松林茂晴氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対して、独立役員として届け出ております。

(2) 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

①　就任

平成28年６月29日開催の第69期定時株主総会において、酒井映子氏が取締役に選任され、就任いたしました。

②　退任

該当事項はありません。

③　当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

氏　　名	新	旧	異動年月日
藤田京一	専務取締役 事業本部長兼 食肉鶏卵事業部長 兼水産部長	常務取締役 事業本部長兼 水産部長	平成28年４月１日
平野晴信	専務取締役 飼料本部長	常務取締役 飼料本部長	平成28年４月１日
牧田健二	常務取締役 志布志工場長	取締役 志布志工場長	平成28年４月１日

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人員（名）	報酬等の額（百万円）
取締役 （うち社外取締役）	9 (2)	248 (11)
監査役 （うち社外監査役）	3 (2)	28 (10)
合計 （うち社外役員）	12 (4)	277 (22)

（注）１．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含まれておりません。

２．取締役の報酬限度額は、平成19年６月28日開催の第60期定時株主総会において年額250百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

３．監査役の報酬限度額は、平成19年６月28日開催の第60期定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。

４．取締役の報酬等の額には、役員賞与引当金繰入額70百万円を含めております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当該他の法人等との関係

取締役小林洋哉氏は、名古屋外国語大学現代国際学部教授であります。同大学と当社との間に取引関係はありません。

取締役酒井映子氏は、愛知学院大学心身科学部健康栄養学科教授であります。同大学と当社との間に取引関係はありません。

監査役松林茂晴氏は、一般社団法人名古屋ビルヂング協会事務局長であります。同法人と当社との間に取引関係はありません。

監査役岩本秀之氏は、豊田通商株式会社執行役員コーポレート本部長補佐であります。同社は、当社の主要な原料仕入先の１つであります。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役小林洋哉氏は、中部鋼鈑株式会社の社外取締役であります。同社と当社との間に取引関係はありません。

③ 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

④　当事業年度における主な活動状況

取締役会等への出席の状況は、以下のとおりであります。

区　分	氏　　名	主　な　活　動　状　況
取締役	小　林　洋　哉	当事業年度開催の取締役会13回すべてに出席いたしました。取締役会においては、企業法務及び経営管理業務での豊富な経験及び専門的見地から、議案審議等に関して適宜発言を行っております。
取締役	酒　井　映　子	就任後開催の取締役会10回のうち９回に出席いたしました。取締役会においては、栄養学に関する専門的見地から、議案審議等に関して適宜発言を行っております。
監査役	松　林　茂　晴	当事業年度開催の取締役会13回すべてに出席し、また、監査役会16回すべてに出席いたしました。取締役会及び監査役会においては、主に金融機関での豊富な経験から、議案審議等に関して適宜発言を行っております。
監査役	岩　本　秀　之	当事業年度開催の取締役会13回のうち10回に出席し、また、監査役会16回のうち12回に出席いたしました。取締役会及び監査役会においては、主に財務及び経理業務等での豊富な経験から、議案審議等に関して適宜発言を行っております。

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が５回（酒井映子氏就任後は４回）ありました。

４．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

名古屋監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

①	当社が支払うべき報酬等の額	36百万円
②	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

会社計算規則第131条に定める会計監査人の職務の遂行に関する事項について、職務の遂行が適正に実施されることが確保できないと判断したときは、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定いたします。

５．業務の適正を確保するための体制

当社は、下記のとおり「内部統制基本方針」について、決議しております。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、社是、社憲をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を当社グループの全役職員が法令及び定款、社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、総務人事部においてコンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役職員教育等を行う。業務改革部は、総務人事部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等について発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築する。

② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、文書管理規程、機密文書管理規程、文書保存規程に従い、職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理を行う。取締役及び監査役は各規程により、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの損失の危険の管理等に関し、リスク管理担当を総務人事部長とする。総務人事部長は、リスク管理規程の策定を行い、個々のリスク（経営戦略、業務運営、環境、災害等のリスク）の責任部署を定めるとともに、当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。新たに発生したリスクについては速やかに担当部署を定める。業務改革部が各部門毎のリスク管理の状況を監査する。業務改革部はその結果を取締役会に報告し、取締役会において改善策を審議、決定する。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

当社は、当社グループの成長戦略を構築するため、次の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。

（Ⅰ）全役職員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図る。この目的に基づく３事業年度を期間とする中期経営計画を策定する。

（Ⅱ）取締役会は、中期経営計画を具体化するために、中期経営計画に基づき、毎期、各事業部毎の業績目標と予算を策定する。

（Ⅲ）各事業部を統括する本部長は、各事業部が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務体制を決定する。

（Ⅳ）各部門を担当する取締役は、本部長よりの指示に基づき実施すべき具体的な施策を決定し、実行する。

（Ⅴ）取締役会は、毎月、月次業績の結果を検討し、担当取締役に目標達成のための分析及び目標達成のための施策を報告させる。

（Ⅵ）前項の協議を踏まえ、各部門を担当する取締役は、各部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務遂行体制を改善する。

⑤　当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

（Ⅰ）当社グループにおける内部統制の構築を目指し、グループ全体の内部統制を担当する部署を総務人事部とする。総務人事部は当社及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。

（Ⅱ）当社の総務人事部は、関係会社管理規程に基づき、グループ各社の業務の適正を確保する体制を構築する。

（Ⅲ）当社取締役、部門長及びグループ各社の社長は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。

（Ⅳ）当社の業務改革部は、内部監査規程に基づき、当社及び当社グループ各社の内部監査を実施し、その結果を取締役社長に報告する。

⑥　監査役がその職務の補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、使用人に対し業務監査に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より業務監査に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。監査役の職務を補助する使用人の人事に関する事項については、事前に監査役会の同意を得ることとする。

⑦　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対して費用の前払い等の請求をしたときには、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することとする。

⑧　取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不当な扱いを受けないことを確保するための体制

（Ⅰ）当社グループの取締役及び使用人は、監査役会の定めることに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととする。

（ⅰ）取締役会、経営協議会で決議された事項

（ⅱ）会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

（ⅲ）毎月の経営状況として重要な事項

（ⅳ）内部統制システム、内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項

（ⅴ）重大な法令・定款違反

（ⅵ）内部通報制度の運用及び報告の内容

（ⅶ）その他コンプライアンス上重要な事項

（Ⅱ）使用人は前項（ⅱ）、（ⅳ）、（ⅴ）、（ⅵ）、（ⅶ）に関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができる。

（Ⅲ）監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な処分を行わないよう必要な措置を講ずるとともに、内部公益通報保護規程にその旨を規定する。

⑨　その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（Ⅰ）取締役社長及び業務改革部は、監査役会と定期的に意見交換を行うものとする。

（Ⅱ）監査役会は、定期的に会計監査人と意見交換を行うものとする。

（Ⅲ）監査役は、取締役会を始め、経営協議会等の重要な会議に出席することや、重要な決裁書類の閲覧により重要な報告を受ける体制とする。

６．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① コンプライアンス体制

当社グループは、グループの全役職員に対し、適宜、社内研修や規程発信等を通じてコンプライアンスの徹底に努めております。

当社の取締役会は、毎月１回以上開催し、重要事項について審議、決議しているほか、各部門を担当する取締役等から職務執行につき報告を受けております。また、グループ会社各社においては、３か月に１回以上、各社社長より当社経営陣に対し、職務執行及び経営課題等について報告しております。更に、内部通報制度の実効性を上げるため、関連規程や通報窓口担当者の見直しを行い、当社グループ各社に対し、制度の趣旨や仕組みの周知を図っております。

② リスク管理体制

リスク管理委員会を構成する当社経営協議会において、当社グループの様々なリスクを一元的に俯瞰し、リスクの予防、発生時における迅速かつ的確な対応、再発の防止を図り、当社グループの企業価値の保全に努めております。

③ 監査役の監査体制

監査役は監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し必要な調査を行い取締役の職務執行を監査しております。会計監査人と緊密な連携を保つため、定期的に意見交換会を開催するなど積極的に情報交換を行い、監査の有効性、効率性を高めております。

④ 内部監査の監査体制

内部監査制度につきましては、内部監査担当部門である業務改革部が、当社グループ全部門を対象に監査を計画的に実施し、監査結果を取締役社長に報告しております。また会計監査人や監査役とも連携し、内部監査の有効性の向上に努めております。

７．会社の支配に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

しかしながら、当社の経営にあたっては、飼料業界及び畜産業界における幅広いノウハウと豊富な経験並びに顧客・取引先及び従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠であります。株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性がある等、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉等を行う必要があると考えています。

そこで、平成20年６月27日開催の第61期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）を導入しました。その後、一部変更を加えた上で平成23年６月29日開催の第64期定時株主総会、平成26年６月27日開催の第67期定時株主総会においてご承認をいただき買収防衛策を継続いたしております。なお、本買収防衛策は平成29年６月29日開催予定の定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）の終結の時をもって有効期間が満了することから、平成29年５月２日開催の取締役会において、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に継続することを決定いたしました。詳細につきましては、本株主総会招集ご通知にかかる株主総会参考書類第５号議案（41頁から55頁）、又は当社ウェブサイト（http://www.chubushiryo.co.jp/news/pdf/2017.05.02_baishuubouei.pdf）をご覧ください。

（注）本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。

連結貸借対照表

(平成29年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	45,220	流動負債	19,863
現金及び預金	6,531	買掛金	11,869
受取手形及び売掛金	27,535	短期借入金	1,637
商品及び製品	2,195	1年内返済予定の長期借入金	1,499
仕掛品	679	リース債務	5
原材料及び貯蔵品	5,438	未払費用	1,757
繰延税金資産	398	未払法人税等	1,177
その他	2,887	賞与引当金	362
貸倒引当金	△446	役員賞与引当金	91
固定資産	28,998	その他	1,464
有形固定資産	21,695	固定負債	6,829
建物及び構築物	6,481	長期借入金	3,911
機械装置及び運搬具	5,993	リース債務	4
工具、器具及び備品	661	繰延税金負債	861
土地	8,529	債務保証損失引当金	19
リース資産	14	退職給付に係る負債	612
建設仮勘定	15	資産除去債務	85
無形固定資産	322	その他	1,335
投資その他の資産	6,980	負債合計	26,693
投資有価証券	6,131	(純資産の部)	
長期貸付金	38	株主資本	45,183
繰延税金資産	271	資本金	4,736
退職給付に係る資産	4	資本剰余金	4,358
その他	811	利益剰余金	36,123
貸倒引当金	△277	自己株式	△34
		その他の包括利益累計額	1,712
		その他有価証券評価差額金	1,863
		繰延ヘッジ損益	△29
		為替換算調整勘定	△19
		退職給付に係る調整累計額	△102
		非支配株主持分	629
		純資産合計	47,524
資産合計	74,218	負債純資産合計	74,218

連結損益計算書

（自　平成28年４月１日
至　平成29年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		171,054
売上原価		153,810
売上総利益		17,243
販売費及び一般管理費		12,465
営業利益		4,778
営業外収益		
受取利息	1	
受取配当金	116	
持分法による投資利益	6	
貸倒引当金戻入額	4	
債務保証損失引当金戻入額	19	
受取賃貸料	62	
その他	100	311
営業外費用		
支払利息	45	
為替差損	22	
その他	31	98
経常利益		4,991
特別利益		
固定資産売却益	3	
投資有価証券売却益	7	
補助金収入	18	29
特別損失		
固定資産除売却損	27	
ゴルフ会員権評価損	2	
減損損失	113	143
税金等調整前当期純利益		4,877
法人税、住民税及び事業税	1,526	
法人税等調整額	△113	1,412
当期純利益		3,464
非支配株主に帰属する当期純利益		41
親会社株主に帰属する当期純利益		3,423

連結株主資本等変動計算書

（自　平成28年４月１日
至　平成29年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成28年４月１日残高	4,736	4,394	33,245	△58	42,317
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△545		△545
親会社株主に帰属する当期純利益			3,423		3,423
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△4		25	20
連結子会社の増資による持分の増減		△31			△31
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	△35	2,877	24	2,866
平成29年３月31日残高	4,736	4,358	36,123	△34	45,183

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
平成28年４月１日残高	1,291	△273	6	△224	800	555	43,673
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△545
親会社株主に帰属する当期純利益							3,423
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							20
連結子会社の増資による持分の増減							△31
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	571	243	△25	122	911	73	985
連結会計年度中の変動額合計	571	243	△25	122	911	73	3,851
平成29年３月31日残高	1,863	△29	△19	△102	1,712	629	47,524

貸借対照表

(平成29年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**40,789**	**流動負債**	**20,164**
現金及び預金	5,888	買掛金	10,802
受取手形	6,300	短期借入金	4,306
売掛金	16,891	1年内返済予定の長期借入金	1,425
商品及び製品	1,238	未払金	256
仕掛品	356	未払費用	1,289
原材料及び貯蔵品	4,445	未払法人税等	1,038
前渡金	2,236	未払消費税等	586
前払費用	17	前受金	19
繰延税金資産	329	預り金	36
その他	3,547	賞与引当金	290
貸倒引当金	△460	役員賞与引当金	70
固定資産	**27,553**	その他	43
有形固定資産	**18,482**	**固定負債**	**5,934**
建物	5,475	長期借入金	3,297
構築物	271	繰延税金負債	868
機械及び装置	5,050	退職給付引当金	387
車両運搬具	18	債務保証損失引当金	19
工具、器具及び備品	645	資産除去債務	65
土地	7,005	その他	1,295
建設仮勘定	14	**負債合計**	**26,098**
無形固定資産	**271**	(純資産の部)	
特許権	72	**株主資本**	**40,414**
ソフトウェア	170	**資本金**	**4,736**
その他	27	**資本剰余金**	**4,390**
投資その他の資産	**8,799**	資本準備金	4,335
投資有価証券	6,102	その他資本剰余金	54
関係会社株式	1,028	**利益剰余金**	**31,322**
出資金	10	利益準備金	673
関係会社出資金	144	その他利益剰余金	30,648
長期貸付金	1,300	固定資産圧縮積立金	722
破産更生債権等	94	特別償却準備金	9
長期前払費用	1	別途積立金	25,500
前払年金費用	27	繰越利益剰余金	4,416
その他	340	**自己株式**	**△34**
貸倒引当金	△250	**評価・換算差額等**	**1,829**
		その他有価証券評価差額金	**1,859**
		繰延ヘッジ損益	**△29**
		純資産合計	**42,244**
資産合計	**68,343**	**負債純資産合計**	**68,343**

損　益　計　算　書

（自　平成28年４月１日
　至　平成29年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		134,613
売上原価		120,459
売上総利益		14,154
販売費及び一般管理費		10,146
営業利益		4,007
営業外収益		
受取利息	22	
受取配当金	136	
貸倒引当金戻入額	4	
債務保証損失引当金戻入額	19	
受取賃貸料	44	
その他	53	279
営業外費用		
支払利息	51	
その他	17	68
経常利益		4,218
特別利益		
固定資産売却益	3	
投資有価証券売却益	7	
補助金収入	18	28
特別損失		
固定資産除売却損	23	
減損損失	113	137
税引前当期純利益		4,110
法人税、住民税及び事業税	1,278	
法人税等調整額	△115	1,162
当期純利益		2,947

株主資本等変動計算書

（自　平成28年４月１日
至　平成29年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金		
					固定資産圧縮積立金	特別償却準備金	別途積立金
平成28年４月１日残高	4,736	4,335	59	673	724	17	22,500
事業年度中の変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩					△2		
特別償却準備金の取崩						△7	
剰余金の配当							
当期純利益							
別途積立金の積立							3,000
自己株式の取得							
自己株式の処分			△4				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	－	－	△4	－	△2	△7	3,000
平成29年３月31日残高	4,736	4,335	54	673	722	9	25,500

	株主資本			評価・換算差額等			純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
	その他利益剰余金						
	繰越利益剰余金						
平成28年４月１日残高	5,004	△58	37,992	1,289	△273	1,016	39,009
事業年度中の変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩	2		－				－
特別償却準備金の取崩	7		－				－
剰余金の配当	△545		△545				△545
当期純利益	2,947		2,947				2,947
別途積立金の積立	△3,000		－				－
自己株式の取得		△0	△0				△0
自己株式の処分		25	20				20
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）				569	243	812	812
事業年度中の変動額合計	△587	24	2,422	569	243	812	3,234
平成29年３月31日残高	4,416	△34	40,414	1,859	△29	1,829	42,244

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月12日

中部飼料株式会社
　取締役会御中

名古屋監査法人

代表社員 業務執行社員　公認会計士　末　次　三　朗　㊞

代表社員 業務執行社員　公認会計士　魚　住　康　洋　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、中部飼料株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中部飼料株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月12日

中部飼料株式会社
　取締役会御中

名古屋監査法人

代表社員 業務執行社員　公認会計士　末　次　三　朗　㊞

代表社員 業務執行社員　公認会計士　魚　住　康　洋　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、中部飼料株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業グループの業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び内部監査部門、名古屋監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人名古屋監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人名古屋監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月17日

中部飼料株式会社　監査役会

常勤監査役　伊　藤　隆　文　㊞

監　査　役　松　林　茂　晴　㊞

監　査　役　岩　本　秀　之　㊞

（注）監査役　松林茂晴及び岩本秀之は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当期の期末配当及びその他の剰余金の処分につきましては、今後の事業展開に備え、企業体力の強化を図るための内部留保を勘案しつつ、安定配当を維持向上させることを基本的な方針とし、以下のとおりとしたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

(1)　配当財産の種類

金銭

(2)　株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金11円　　総額333,493,171円

※中間配当金９円を加えました通期の配当金は、１株につき20円となります。

(3)　剰余金の配当が効力を生ずる日

平成29年６月30日（金曜日）

２．その他の剰余金の処分に関する事項

(1)　増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金　　2,000,000,000円

(2)　減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金　2,000,000,000円

第２号議案　取締役９名選任の件

本総会終結の時をもって取締役９名全員の任期が満了となります。つきましては、取締役９名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	平野（ひらの）　宏（ひろし） (昭和12年５月20日生)	昭和37年４月　当社に入社 昭和42年３月　当社取締役 昭和42年９月　当社取締役岡山工場長 昭和46年２月　当社取締役販売部長 昭和49年９月　当社代表取締役副社長 昭和54年４月　当社代表取締役社長 平成27年６月　当社代表取締役会長（現在）	352,882株
	（取締役候補者とした理由） 平野宏氏は、昭和49年より当社の代表取締役を務め、当社経営全般を統括しており、豊富な経験・実績・見識を有しております。引き続き取締役としての役割を十分に果たすことが期待されるため、取締役候補者といたしました。		
2	久光（ひさみつ）　正郎（まさお） (昭和23年１月２日生)	昭和41年４月　当社に入社 平成10年４月　当社開発営業部長 平成13年10月　当社鹿島工場長兼開発営業部長 平成14年４月　当社鹿島工場長 平成14年６月　当社取締役鹿島工場長 平成18年４月　当社取締役岡山工場長兼水島工場長 平成20年４月　当社常務取締役岡山工場長兼水島工場長 平成22年２月　当社常務取締役飼料本部長兼研究技術部長 平成22年４月　当社専務取締役飼料本部長兼研究技術部長 平成24年４月　当社専務取締役飼料本部長兼営業推進室長 平成26年４月　当社専務取締役飼料本部長 平成27年６月　当社代表取締役社長（現在）	70,328株
	（取締役候補者とした理由） 久光正郎氏は、畜産飼料の製造販売における統括責任者等を歴任した後、平成27年より代表取締役を務め、当社経営全般を統括しており、豊富な経験・実績・見識を有しております。引き続き取締役としての役割を十分に果たすことが期待されるため、取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	藤田京一（ふじた きょういち） (昭和32年12月29日生)	昭和55年４月　当社に入社 平成15年11月　当社ブロイラー推進部長 平成17年４月　当社八戸工場長 平成19年４月　当社執行役員八戸工場長 平成20年４月　当社常務執行役員飼料本部長兼研究技術部長 平成20年６月　当社常務取締役飼料本部長兼研究技術部長 平成22年２月　当社常務取締役事業本部長 平成22年５月　当社常務取締役事業本部長兼エコフィード推進部長 平成23年４月　当社常務取締役事業本部長兼エコフィード推進部長兼開発営業部長 平成24年４月　当社常務取締役事業本部長兼開発営業部長 平成26年４月　当社常務取締役事業本部長 平成26年５月　当社常務取締役事業本部長兼水産部長 平成28年４月　当社専務取締役事業本部長兼食肉鶏卵事業部長兼水産部長 平成29年４月　当社専務取締役事業本部長兼水産部長（現在）	43,700株
	（取締役候補者とした理由） 藤田京一氏は、畜水産飼料及び肥料の製造販売、消費者向け畜水産物の販売における統括責任者等を歴任し、平成20年からは取締役を務め、豊富な経験・実績・見識を有しております。引き続き取締役としての役割を十分に果たすことが期待されるため、取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	ひらの　はるのぶ 平野晴信 (昭和47年１月25日生)	平成７年４月　株式会社名古屋銀行に入行 平成14年４月　株式会社スマックに入社 平成17年５月　同社取締役マーケティング室室長兼経営企画室室長 平成19年５月　同社専務取締役 平成21年５月　同社取締役社長 平成22年６月　当社取締役 平成24年４月　当社取締役八戸工場長 平成26年４月　当社常務取締役飼料副本部長兼営業推進室長 平成27年４月　当社常務取締役飼料副本部長 平成27年６月　当社常務取締役飼料本部長 平成28年４月　当社専務取締役飼料本部長 (現在)	38,500株
	(取締役候補者とした理由) 平野晴信氏は、株式会社スマックで取締役社長を務めたほか、当社取締役就任後は、畜産飼料の製造販売における統括責任者等を務め、豊富な経験・実績・見識を有しております。引き続き取締役としての役割を十分に果たすことが期待されるため、取締役候補者といたしました。		
5	まきた　けんじ 牧田健二 (昭和30年４月22日生)	平成８年１月　ソニー生命保険株式会社に入社 平成10年１月　当社に入社 平成17年４月　当社北海道工場長 平成20年４月　当社執行役員八戸工場長 平成22年６月　当社取締役八戸工場長 平成24年４月　当社取締役志布志工場長 平成28年４月　当社常務取締役志布志工場長 (現在)	18,600株
	(取締役候補者とした理由) 牧田健二氏は、当社入社後は、畜産飼料の製造販売部門の責任者を歴任し、平成22年からは取締役を務め、豊富な経験・実績・見識を有しております。引き続き取締役としての役割を十分に果たすことが期待されるため、取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
6	近藤祐司（こんどうゆうじ） (昭和29年４月28日生)	昭和53年４月　当社に入社 平成12年４月　当社肥料部長 平成20年４月　当社執行役員北海道工場長 平成21年４月　当社執行役員営業企画部長 平成24年４月　当社執行役員研究技術部長 平成26年６月　当社取締役研究技術部長 平成29年４月　当社常務取締役研究技術部長 (現在)	9,900株
	(取締役候補者とした理由) 近藤祐司氏は、肥料及び畜産飼料の製造販売部門、研究技術部門等の責任者を歴任し、平成26年からは取締役を務め、豊富な経験・実績・見識を有しております。引き続き取締役としての役割を十分に果たすことが期待されるため、取締役候補者といたしました。		
※7	伊藤敏宏（いとうとしひろ） (昭和35年10月27日生)	昭和60年４月　日本生命保険相互会社に入社 平成18年３月　同社東海法人営業部長 平成20年９月　同社東海総合法人第二部長 平成24年３月　同社法人営業推進部長兼法人情報センター長 平成27年４月　当社営業推進室長 平成28年４月　当社執行役員営業推進部長 (現在)	－株
	(取締役候補者とした理由) 伊藤敏宏氏は、日本生命保険相互会社において法人営業部門やマーケティング部門の責任者を歴任したほか、当社入社後もマーケティング部門の責任者を務め、豊富な経験・実績・見識を有しております。全社的な営業戦略の強化に適任であり、取締役としての役割を十分に果たすことが期待されるため、取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
8	こばやし　ひろや 小林洋哉 (昭和29年11月１日生)	昭和55年10月　豊田工機株式会社（現株式会社ジェイテクト）に入社 平成14年４月　名城大学法学部非常勤講師（現在） 平成18年１月　株式会社ジェイテクト法務部長 平成24年４月　名古屋外国語大学現代国際学部教授（現在） 平成26年６月　当社取締役（現在） 平成28年６月　中部鋼鈑株式会社取締役（現在）	－株
	（社外取締役候補者とした理由） 小林洋哉氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、長年にわたり企業法務や経営管理業務に携わり、法学に関し豊富な知見を有していることから、引き続き社外取締役としての役割を十分に果たすことが期待されるため、社外取締役候補者といたしました。		
9	さかい　えいこ 酒井映子 (昭和25年７月15日生)	昭和48年４月　名古屋女子大学家政学部助手 平成２年４月　名古屋女子大学家政学部助教授 平成14年４月　名古屋女子大学家政学部教授 平成20年４月　愛知学院大学心身科学部健康栄養学科教授（現在） 平成23年４月　名古屋市歯科医師会附属歯科衛生士専門学校非常勤講師（現在） 平成28年６月　当社取締役（現在）	－株
	（社外取締役候補者とした理由） 酒井映子氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、長年にわたり栄養学の研究に携わり、食の栄養に関する豊富な知見を有していることから、引き続き社外取締役としての役割を十分に果たすことが期待されるため、社外取締役候補者といたしました。		

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．※印は、新任の取締役候補者であります。
３．小林洋哉氏及び酒井映子氏は、社外取締役候補者であります。
４．小林洋哉氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって３年となります。
５．酒井映子氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。
６．当社は、小林洋哉氏及び酒井映子氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は500万円又は法令が規定する額のいずれか高い額を限度としており、両氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
７．当社は、小林洋哉氏及び酒井映子氏を東京証券取引所等の定めに基づく独立役員として届け出ております。

第３号議案　監査役１名選任の件

本総会終結の時をもって監査役岩本秀之氏が辞任いたします。つきましては、その補欠として監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠として選任する監査役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査役の任期が満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴及び当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
岩佐和彦 （昭和34年９月24日生）	昭和57年４月　加商株式会社（現豊田通商株式会社）入社 平成21年４月　社団法人日本貿易会（現一般社団法人日本貿易会）広報グループシニアマネージャー 平成23年４月　豊通食料株式会社取締役業務本部長 平成26年４月　豊田通商株式会社ＥＲＭ部東京監査グループ 平成28年４月　同社食料・生活産業企画部安全・改善推進室部長職（現在）	－株
（社外監査役候補者とした理由） 岩佐和彦氏は、企業経営やリスクマネジメント体制の構築・強化に携わった経験があることから、社外監査役としての役割を十分に果たすことが期待されるため、社外監査役候補者といたしました。		

（注）１．岩佐和彦氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．同氏は、新任の社外監査役候補者であります。

３．当社は、同氏との間で会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円又は法令が規定する額のいずれか高い額といたします。

第４号議案　取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成19年６月28日開催の第60期定時株主総会において年額250百万円以内とご承認いただき今日に至っております。

一方、その後の経営環境の変化やコーポレートガバナンス体制の強化に伴い取締役の責務は増大してきております。これらの状況及び経済情勢等、諸般の事情を慎重に検討した結果、取締役の報酬額を年額400百万円以内（うち社外取締役分は50百万円以内）と改定させていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼取締役に対する使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

また、現在の取締役の員数は９名（うち社外取締役２名）であり、第２号議案ご承認後も変更ありません。

第５号議案　当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、平成20年５月１日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下「基本方針」という。）を定めるとともに、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の基本方針（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決定し、平成20年６月27日開催の第61期定時株主総会において株主の皆様からご承認をいただきました。その後、一部変更を加えた上で平成23年６月29日開催の第64期定時株主総会、平成26年６月27日開催の第67期定時株主総会においてご承認をいただき、本プランを継続しておりました。今般、本プランの有効期間が本定時株主総会の終結の時をもって終了することを受け、平成29年５月２日開催の取締役会において本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、本プランを継続することを決議いたしました。

なお、継続いたします本プランにつきましては、現在有効であるプランからの変更点はございません。

本プランの継続につきましては、社外監査役２名を含む当社監査役３名いずれも、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策として相当であると判断される旨の意見を表明しております。

なお、本日現在、当社株式の大量買付けに関する打診や申し入れ等はなく、当社株式の大量買付けにかかる具体的な脅威が生じているという認識はございません。

本議案は、本プランの重要性に鑑み、広く株主の皆様のご意思を反映させるため、本プランの継続についてご承認をお願いするものであります。

１．本プラン策定の目的

(1)　当社の企業価値の源泉について

当社は、畜産農家に対し、単に飼料を販売するにとどまらず、飼育技術の指導、経営指導等のサポートを継続的に提供し、畜産農家との継続的な取引関係の構築及び維持並びに畜産農家の業績向上による飼料販売の拡大に努めてまいりました。その結果、当社は、飼料業界において業界全体の売上が低迷している中、順調に売上を伸ばしてきました。

上記のようなサポートの継続的な提供は、終身雇用制度のもとでの時間をかけた人材の育成やノウハウの共有等、長期的な視野に立った当社の経営方針によって初めて可能となるものであります。

(2)　本プランの必要性

近時、わが国の資本市場においては、対象となる会社の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付を強行するといった動きが顕在化しております。もとより、当社は、株式の大規模買付であっても、上記のような当社の独自性をよく理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、株式の大規模買付が行われるにあたっては、その目的に鑑みて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明らかな侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社の企業価値の源泉は上述のとおり長期的な視野に立った経営方針及びこれに基づく畜産農家に対するサポートの継続的な提供に存しますが、これらに対する十分な理解のない者により当社の買収が行われ、短期的な利益を実現するためのリストラ等の施策が推進された場合、当社の築き上げてきた企業価値が損なわれることとなります。また、敵対的な買収により当社の経営方針が容易に転換される可能性があること自体によって、当社によるサポートの提供が継続することへの畜産農家の信頼が揺らぎ、当社の企業価値が損なわれるおそれがあります。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保し、また当社取締役会が代替案を提案するために必要な時間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止できる体制を平時において整えておくことが不可欠との結論に至りました。

２．大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールとは、①大規模買付者に対して、事前に当社取締役会に対し必要かつ十分な情報の提供を求め、②大規模買付行為につき当社取締役会による一定の評価期間を確保した上で、株主の皆様に当社取締役会の事業計画や代替案等を提示したり、大規模買付者との交渉・協議等を行っていくための手続きです。その概要は以下のとおりです。

(1)　対象となる大規模買付行為

大規模買付ルールの対象となる大規模買付行為は、特定株主グループ（（注）１．）の議決権割合（（注）２．）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（（注）３．）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。かかる買付行為を以下「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を以下「大規模買付者」といいます。）といたします。

(2)　意向表明書の事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約及び以下の内容等を記載した意向表明書（以下「意向表明書」といいます。）をご提出いただきます。

① 大規模買付者の名称、住所、代表者の氏名
② 設立準拠法
③ 国内連絡先
④ 提案する大規模買付行為の概要等

当社は、大規模買付行為の提案があった場合には、大規模買付行為の提案があった事実、大規模買付者に関する情報、大規模買付行為の提案の内容、当社の今後の対応方針並びにその他適切と認められる情報を、法令及び当社が上場する証券取引所の上場規則等に従い、適時・適切に開示します。

(3)　情報の提供

取締役会は、上記（2）の意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、大規模買付者に対し、株主の皆様の判断及び取締役会としての意見形成のために取締役会に対して提供いただくべき必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを交付します。本必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

① 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の詳細(名称、事業内容、経歴又は沿革、資本構成、財務内容等を含みます。)

② 大規模買付行為の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性等を含みます。）

③ 大規模買付行為における買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）

④ 大規模買付行為における買付資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

⑤ 大規模買付行為の完了後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策及び配当政策

⑥ 大規模買付行為の完了後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針

当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。提供された本必要情報は、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、法令及び当社が上場する証券取引所の上場規則等に従い、適時・適切に開示します。

なお、取締役会が、大規模買付者から本必要情報の提供が完了したと判断した場合には、法令及び当社が上場する証券取引所の上場規則等に従い、当該判断について適時・適切に開示します。

(4) 取締役会による評価・検討等

取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が取締役会に対し本必要情報の提供を完了した日の翌日から起算して60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式を対象とする大規模買付行為の場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。なお、本ルールに鑑み、大規模買付者による大規模買付行為は、取締役会が当社取締役会の意見を大規模買付者へ通知し、株主の皆様へ開示を行った以降においてのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、取締役会は独立の外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見をとりまとめます。

また、必要に応じ大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

当社は、取締役会の意見及びその意見の理由並びにその他適切と認められる情報を、法令及び当社が上場する証券取引所の上場規則等に従い、適時・適切に開示します。

(5) 株主意思の確認

取締役会は、上記（4）において大規模買付行為に対する対抗措置をとることが相当であると判断した場合、以下の要領に従って、実務上可能な限り速やかに当社株主総会(以下「株主意思確認総会」といいます。）を開催し、株主意思確認総会の決議の結果に従い、対抗措置を発動するか否かを決するものとします。

① 取締役会は、株主意思確認総会において議決権を行使しうる株主を確定するために基準日（以下「本基準日」といいます。）を設定するため、本基準日の２週間前までに当社定款に定める方法により公告します。

② 株主意思確認総会において議決権を行使できる株主は、本基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主とします。

③ 取締役会は、株主意思確認総会において株主の皆様に発動の是非をご判断いただくべき対抗措置の具体的な内容を、事前に決定の上、公表します。

④ 株主意思確認総会の決議は、出席株主の議決権の過半数をもって行うものとします。

⑤ 大規模買付者は、株主意思確認総会終結時まで、大規模買付行為を開始してはならないものとします。（なお、大規模買付者が株主意思確認総会終結時までに大規模買付行為を開始したときは、取締役会は、株主意思確認総会の開催を中止し、取締役会決議のみにより対抗措置を発動することができるものとします。）

⑥ 取締役会は、株主意思確認総会において株主の皆様が判断するための情報等に関して重要な変更等が発生した場合には、本基準日を設定した後であっても、本基準日の変更又は株主意思確認総会の開催の延期もしくは中止をすることができるものとします。

３．大規模買付行為が行われた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役会は仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該大規模買付行為についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより株主の皆様を説得するにとどめ、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。

大規模買付行為に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大規模買付行為及び当社が提示する大規模買付行為に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくことになります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらす等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと取締役会が判断し、その結果大規模買付行為に対する対抗措置をとることが相当であると判断した場合には、取締役の善管注意義務に基づき、例外的に対抗措置をとることがあります。なお、株主意思確認総会において対抗措置の発動に関する議案

が否決された場合には、大規模買付行為に対する対抗措置の発動は行ないません。

具体的には、以下のいずれかの類型に該当すると判断された場合には、当該大規模買付行為は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当すると考えます。

① 真に当社の経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株券等を当社及び当社の関係者に引き取らせる目的で当社の株券等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメーラー）であると判断される場合

② 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる等、いわゆる焦土化経営を行う目的で、当社の株券等の取得を行っている又は行おうとしている者と判断される場合

③ 当社の経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株券等の取得を行っている又は行おうとしている者と判断される場合

④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の不動産、有価証券等高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式等の高価売り抜けをする目的で、当社の株券等の取得を行っている又は行おうとしている者と判断される場合

⑤ 大規模買付行為における当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社の株券等の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、株券等の買付を行うことをいいます。）等の、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合

⑥ 大規模買付行為における株券等の買付条件（買付対価の価額、種類、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含むがこれらに限らない。）が当社企業価値に照らして著しく不十分又は不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

⑦ 大規模買付者による支配権取得により、当社株主はもとより、顧客、取引先、従業員等のステークホルダーの利益を含む当社企業価値の著しい毀損が予想され、企業価値の維持及び向上を妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置をとることがあります。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合であっても、取締役会は、株主の皆様のご意思を尊重する趣旨から、上記２．(5)に定める要領に従って株主意思確認総会を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただくことができるものとします。

(3) 対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、新株予約権の無償割当といたします。

新株予約権の無償割当の概要は【別紙１】に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当をする場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とすることや新株予約権者に対して、当社株式と引き換えに当社が新株予約権を取得する旨の取得条項をつける等、対抗措置としての効果を勘案した条件を設けることがあります。

４．本プランが株主・投資家に与える影響

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響

本プランにおける大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での

前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記３．に記載のとおり、大規模買付者が本プランを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 本プラン継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時には、新株予約権の無償割当自体は行われません。従って、本プランがその継続時に株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的影響を与えることはありません。

(3) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、取締役会が上記３．に記載した対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び当社が上場する証券取引所の上場規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示します。

対抗措置の発動時には、大規模買付者等以外の株主の皆様が、法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合は、株主の皆様は、対価を払い込むことなく、その保有する株式数に応じて、新株予約権が割当てられます。また、当社が、当該新株予約権の取得の手続きをとることを決定した場合は、大規模買付者等以外の株主の皆様は、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため格別の不利益は発生しません。

(4) 対抗措置発動の停止等について

上記３．において、当社取締役会が具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合等、対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断した場合、対抗措置の発動の停止又は変更を行うことがあります。例えば、新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行う等、対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断した場合には、当該新株予約権の無償割当の効力発生日までの間は、新株予約権の無償割当を中止することとします。

また、新株予約権の無償割当後においては、行使期間開始までの間は、当該新株予約権を無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。）することにより対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、法令及び当社が上場する証券取引所の上場規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示します。

なお、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、１株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後（権利落ち日以降）に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者等については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本プランの開示は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものであります。

(5)　対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要となる手続き

対抗措置として新株予約権の無償割当が行われる場合には、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様は、引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受けることになるため、申込みの手続き等は不要です。

新株予約権の無償割当後、株主の皆様においては、新株予約権の行使により新株を取得するために、権利行使期間内に、新株予約権の行使価額相当の金銭の払込み等の手続きを行っていただく必要があります。但し、当社が新株予約権の取得の手続きをとることを決定した場合には、大規模買付者等以外の株主の皆様は、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、払込み等の手続きは必要となりません。

これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当を行うことになった際に、法令及び当社が上場する証券取引所の上場規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示します。

5．本プランの有効期間、継続、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会終了後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、本プランの継続（一部修正した上での継続を含みます。）については別途平成32年６月に開催予定の当社定時株主総会の承認を経ることとします。

但し、有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本プランを変更又は廃止する旨の決議が行われた場合、又は②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従いその時点で変更又は廃止されるものとします。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

6．本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年６月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

(2) 株主意思を重視するものであること

本プランは、上記のとおり本株主総会において承認可決されることにより継続されます。また、本プランは、大規模買付者に対して対抗措置を発動する場合には、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合を除き、株主意思確認総会においてその是非を株主の皆様にご判断いただくこととしております。

また、本プランの有効期間は、本株主総会終了後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、その時点において、本プランの継続について、改めて株主の皆様のご判断を仰ぎます。また、株主総会及び取締役会において、随時、本プランの廃止について決議することができますので、本プランの廃止にも、株主の皆様のご意向を反映されることとなっております。

(3) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していない、あるいは大規模買付ルールを遵守していても株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす買収である場合や株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収である場合等、あらかじめ定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、例外的に発動する際には株主意思確認総会においてその是非を株主の皆様にご判断いただくこととしているため、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(4) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社取締役会において随時廃止することができるものとされており、買付者が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会において、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

（注）１．特定株主グループとは、

(1) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第３項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第５項に規定する共同保有者をいい、同条第６項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）又は、

(2) 当社の株券等（同法第27条の２第１項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の２第１項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の２第７項に規定す

る特別関係者をいいます。）を意味します。

２．議決権割合とは、

(1) 特定株主グループが、（注）１．の（1）記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第４項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）を、

(2) 特定株主グループが、（注）１．の（2）記載の場合は、当該買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の２第８項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各議決権割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の２第８項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第４項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書及び四半期報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

３．株券等とは、

金融商品取引法第27条の２第１項又は同法第27条の23第１項に規定する株券等を意味します。

以　上

【別紙１】

新株予約権の無償割当の概要

１．新株予約権無償割当の対象となる株主及び発行条件

取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）１株につき１個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

２．新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、取締役会が基準日として定める日における発行可能株式総数から普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権１個当たりの目的となる株式の数は取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行う。

３．発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、取締役会が別途定める数とする。取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

４．各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は１円以上で当社取締役会が定める額とする。

５．新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

６．新株予約権の行使条件

議決権割合が20％以上の特定株主グループに属する者（但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、取締役会において別途定める。

７．新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、取締役会が別途定める。なお、取得条項については、上記６．の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権１個につき取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。

以　上

【別紙２】

本プランの概略
大量買付行為が開始された場合のフローチャート（概略）

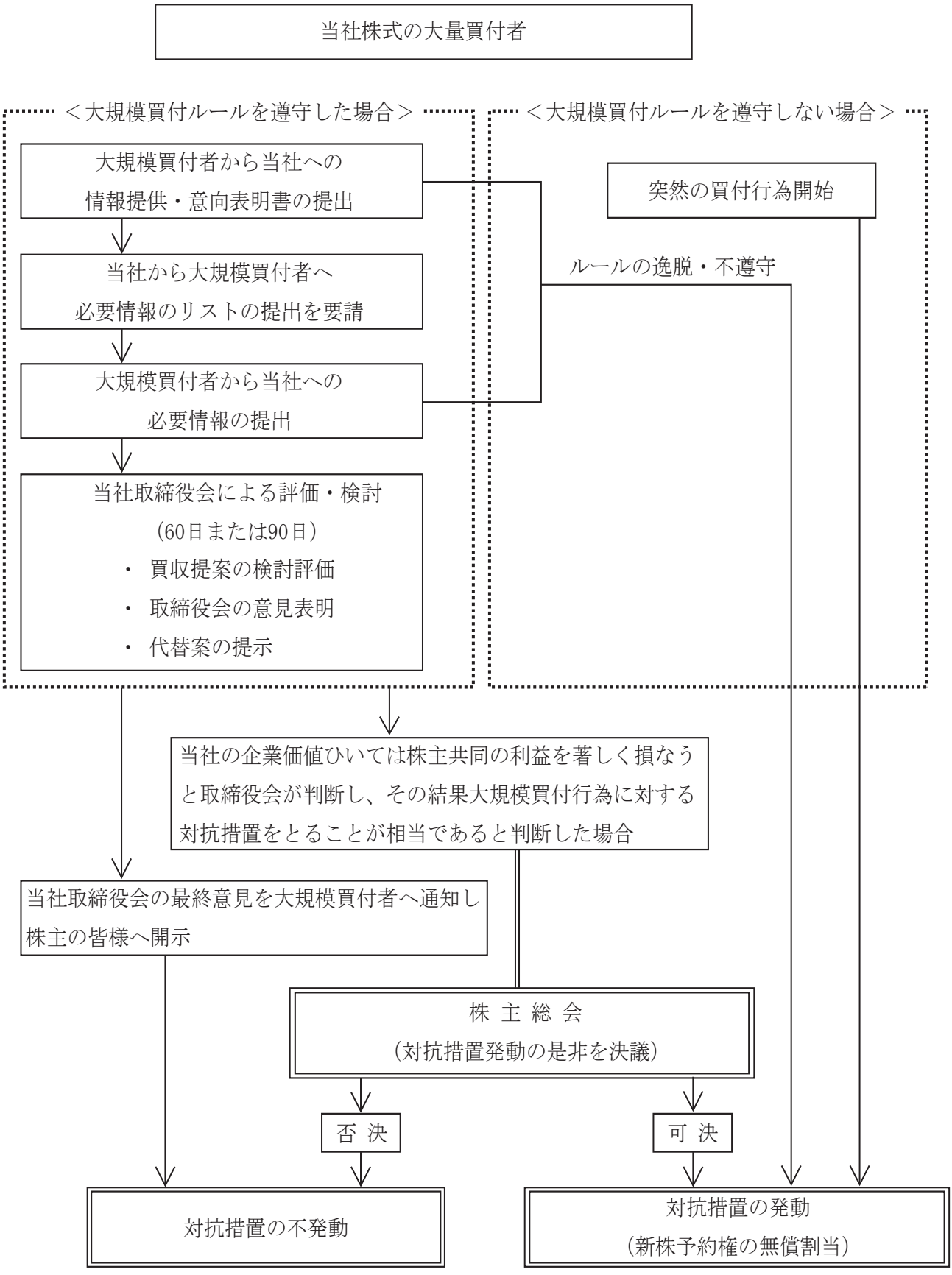

以　上

＊株主総会会場ご案内図＊

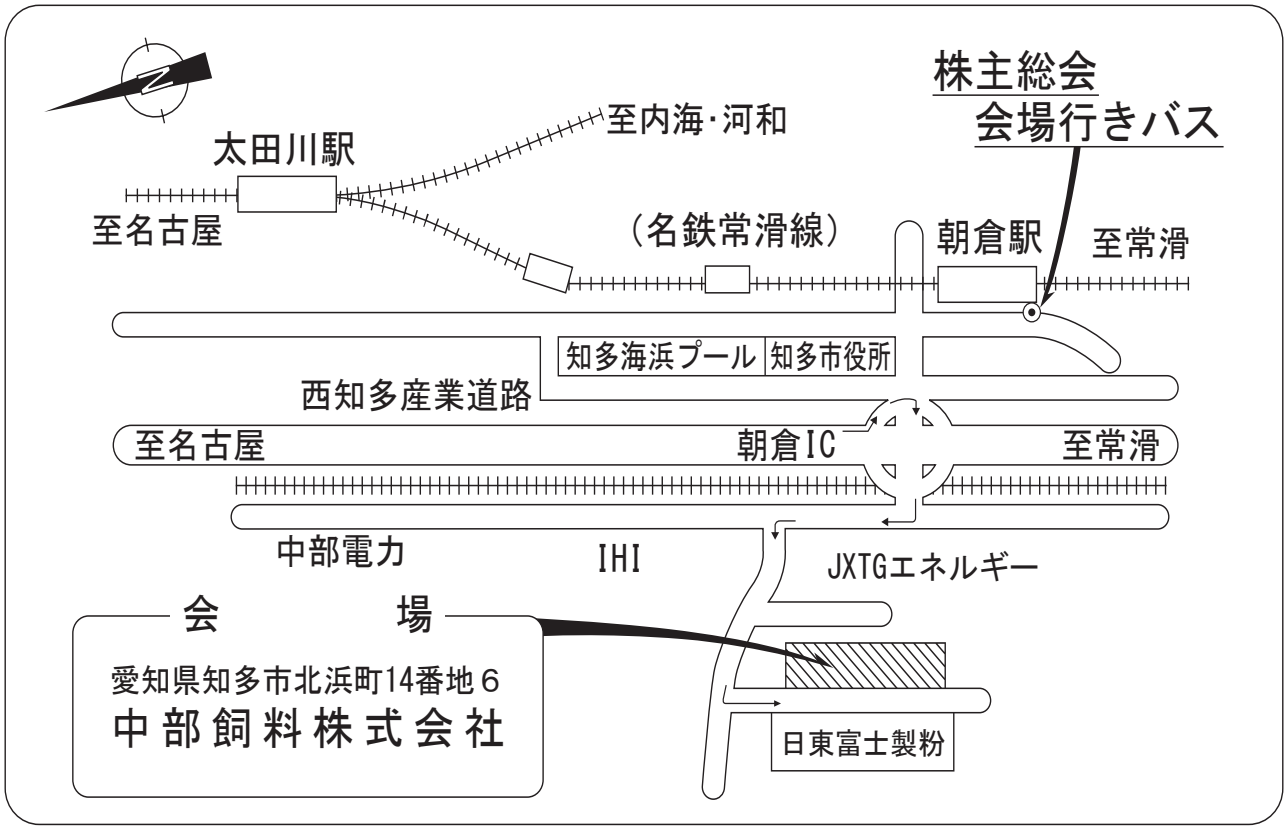

◆ 会場最寄駅である名鉄朝倉駅に会場行きのバスを用意しております。

〇バス発車時刻

午前9時20分発、午前9時35分発の２便

〇ご参考（名鉄電車時刻表）

	名鉄名古屋駅発	太田川駅着	同駅発	朝倉駅着
準急中部国際空港行	8：46	9：10	9：11	9：17
特急中部国際空港行	9：03	9：20	9：20	9：25
	中部国際空港駅発	常滑駅着	同駅発	朝倉駅着
準急新可児行	8：52	8：57	8：57	9：10
普通太田川行	8：58	9：03	9：03	9：25
特急名鉄岐阜行	9：17	9：20	9：21	9：31

なお、お車でお越しの際は、西知多産業道路の朝倉インターチェンジでお降りください。

◆ お問い合わせ先

中部飼料株式会社　総務人事部　総務課　TEL：052-562-2010